

【RENOSY RESIDENT CLUB 会員規約】

「RENOSY RESIDENT CLUB」のご利用にあたっては、株式会社 GA technologies（以下「当社」）の定める

「RENOSY RESIDENT CLUB 会員規約」（以下「本規約」）をよくお読みになり、ご承諾いただいた上で申し込みください。

【第1章 総則】

第1条 (適用関係)

1. 本規約は、当社が運営する RENOSY RESIDENT CLUB（以下「本サービス」）の提供及びその利用に関して適用されます。
2. 当社は、本サービスの運営上、個別のサービス毎に利用約款や利用上の注意等の諸規定（以下「諸規定」）設けることがあります。それらの諸規定は本規約の一部を構成するものとします。
3. 本規約と諸規定の定めが異なる場合、諸規定の内容が優先します。

第2条 (定義)

1. 「会員」とは、本規約に同意のうえ当社所定の加入申込手続を行い、当社がこれを承諾した個人をいいます。なお、当社の承諾は、別途行う建物賃貸借契約の締結を以て承諾したものとします。
2. 「利用者」とは、個人（法人の場合は入居者）である会員の同居人を合わせたものをいいます。
3. 「サービス対象物件」とは、会員が本サービスの提供を受ける住戸として加入申込時に指定した賃貸住戸（事業用途に供する場合を除く）をいいます。

第3条 (本サービスの利用)

1. 利用者は、本規約の定めるところに従い、本サービスを利用することができます。
2. 会員は、同居人による本サービスの利用に際して、同居人に本規約及び諸規定の定めを遵守させる義務を負うものとします。

第4条 (会員番号)

1. 当社は、会員1名につき1つの会員番号を発行します。
2. 本サービスを利用する場合には、会員番号又は利用者であることが特定できる情報を窓口に伝達することが必要となります。

第5条 (会費)

1. 本サービスの会費は月額2,000円（税別）とし、賃料等と同様に当社が定める方法で支払うものとします。
2. 支払われた会費は、当社が申込を承諾しなかった場合を除き、途中退会や資格取消その他の理由如何を問わず一切返還しないものとします。

第6条 (有効期間)

1. サービス有効期間は建物賃貸借契約期間とし、中途退会はできないものとします。ただし転居または当社の管理会社としての地位が他社に移転した場合は会員資格を喪失します。
2. 既に入居している住戸をサービス対象物件として加入申込をした場合の有効期間は本規約に同意のうえ当社所定の加入申込手続を行い、当社がこれを承諾してから賃貸借契約期間中とします。

第7条 (登録情報の変更)

1. 会員は、当社に届け出た連絡先・住所や同居人等の情報（以下「登録情報」といいます。）に変更があった場合、当社所定の方法により速やかに変更手続きをとるものとします。
2. 個人である会員の名義変更については、以下の条件をいづれも満たした場合のみ登録事項の変更として取り扱います。その他の場合は、本契約は終了し、新たに会員になる方と当社との間で新規の契約を締結するものとします。
 - ① 2親等以内の親族間での名義変更であること
 - ② サービス対象物件が同一であること
3. 前2項の登録情報の変更は、原則として会員の申し出により行うものとします。
4. 登録情報の不備、変更手続の不履行や遅延等により会員又は利用者が不利益を被ったとしても、当社はいかなる責任も負いません。

第8条 (退会・会員資格の取消し)

1. 会員が退会をするには、建物賃貸借契約を解約した場合は限り退会となります。
2. 会員又は利用者が次のいずれかに該当した場合、当社は会員の承諾なく会員資格を取り消すことができるものとします。

- ① 加入申込時に虚偽の申告をした場合
- ③ 本規約又は諸規定の定め違反した場合
- ④ 不要な問合せや悪質な問い合わせ等で本サービスの業務に支障をきたした場合
- ⑤ 第5条に定める利用料金等を当初の支払い期限より3ヵ月以上支払わない場合
- ⑥ 暴力、威力詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人（いわゆる反社会的勢力）に属する、又は密接な関係を有する場合
- ⑦ その他、当社が会員又は利用者として不適切とみなした場合

第9条 (個人情報)

1. 当社は、本サービスの申込又は利用等を通じて当社が知り得た会員及び利用者の個人情報（以下「会員等の個人情報」といいます。）について、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
2. 会員は、会員等の個人情報を当社が次の各号の目的の範囲内で使用することに同意するものとします。
 - ② 利用者より依頼を受けた各種サービスを当該利用者に対して提供するため
 - ③ 本サービスの運営上必要な事項を会員に知らせるため
 - ④ 本サービスその他当社の商品等の改善等に役立てるための各種アンケートを実施するため
 - ⑤ 本サービスの利用状況や会員の属性等に応じた新たなサービスを開発するため
 - ⑥ 関連サービスや商品の情報を提供するため
3. 当社は、本サービスの提供に関わる業務を第三者に委託することがあります。この場合、当社は、業務遂行上必要な範囲で当該委託先に会員等の個人情報を取り扱わせることがあり、会員はあらかじめこれに同意するものとします。
4. 前項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、当社会員等の個人情報を第三者に開示・提供することがあります。
 - ① 個人または公共の安全を守るために緊急の必要がある場合
 - ② 裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分、又は法令により開示が必要とされる場合
 - ③ 当社の権利又は財産を保護するために必要不可欠である場合
 - ④ 当社が本サービスを運営維持のため必要不可欠と判断する合理的かつやむを得ない事由が生じた場合

第10条 (規約の追加変更)

1. 当社は会員の承諾または、事前の通知なく、本規約を変更できるものと、本サービスの運営上、本規約に追加又は変更の必要が生じた場合は、当社の運営するホームページ上で告知するものとします。

第11条 (免責)

1. 当社は、本サービスの運営に関して故意又は重大な過失がない限り、会員及び利用者に対して損害賠償義務を一切負わないものとします。

【第2章 RENOSY CLUB OFF】

第12条 (内容)

1. 会員は、RENOSY CLUB OFF 専用ホームページに掲載されている宿泊施設やレジャー施設、ショッピング、グルメ、エステ、育児施設等を優待価格で利用することができます。

第13条 (会員優待サービスの利用)

1. RENOSY CLUB OFF は、当社提携の株式会社リクラブが提供する会員限定優待サービスです。会員は優待サービスの利用に際し、RENOSY CLUB OFF 専用ホームページに記載された Club Off Alliance 会員規約をよく読み、同意した上で利用するものとします。
2. 会員は、本サービスのご利用方法に従い、ログイン ID 及び初期パスワードで RENOSY CLUB OFF 専用ホームページにログインすることで、又はパンフレットに記載された専用ダイヤルに電話することで会員優待サービスを利用することができます。

第14条 (変更・休止等)

1. RENOSY CLUB OFF は、会員の承諾なく、また会員への事前の通知なく、任意に会員優待サービス又は一部を変更すること、又は休止することがあります。

【第3章 RENOSY LIFE SUPPORT 24】

第15条 (内容)

1. 利用者はサービス対象物件について、次の各号のトラブルが生じた場合、当社指定の専用フリーコールを利用して、24時間365日、トラブル解決を図るための情報提供又は現場駆け付け対応のサービスを受けることができます。

【住まいのトラブル対応サービス】

 - ① 玄関鍵の紛失・故障、不具合（但し、特殊構造の鍵に関しては開錠出来ない場合があります。）
 - ② 水廻りのトラブル
 - ③ 窓ガラスのトラブル
 - ④ ガス設備のトラブル
 - ⑤ 電気設備のトラブル（家電製品は対象外とします。）但し、ガス設備のトラブル及び電気設備のトラブルの現場対応時間は午前9時から午後5時迄とします。また、各年1回まで基本出張費無料とし、年2回目以降は8,000円（税別）/回とします。

【お手伝いサービス】

 - ① 照明管球交換
 - ② 家具の移動但し、お手伝いサービスの現場対応時間は午前9時から午後5時迄とします。また、いずれか年2回まで基本出張費無料とし、年3回目以降は8,000円（税別）/回とします。
2. 前項の作業スタッフ訪問時には、利用者の立会が必要となります。

第16条 (利用料金)

1. 利用者は、現場駆け付け対応を無料で受けることができます。但し、利用者の過失の原因によるトラブルの場合30分を超過した作業の代金（超過10分ごとに1,500円（税別））については、利用者が別途実費を負担するものとします。また、対応に部品交換や特殊作業が必要になった場合の代金についても利用者が別途実費を負担する場合があります。
2. 利用者は、サービスの対象に含まれない事項についても、作業スタッフと協議のうえ別途有料でサービスを受けられる場合があります。
3. 現場駆け付け対応ではトラブルが解決できない又は二次被害が発生することが予想される場合、利用者は作業スタッフと協議のうえ別途有料でサービスを依頼することができます。
4. 当社は前3項の場合の利用料金等の請求業務を、当社の指定する第三者に委託することがあり、利用者はこれを承諾するものとします。

第17条 (除外事項)

1. 次の場合は RENOSY LIFE SUPPORT 24 の対象外とします。
 - ① 建物共有スペースにおけるトラブル
 - ② 午後9時以降午前9時までの時間帯における破壊による開錠
 - ③ 利用者が所有する家電製品等に関するトラブル
 - ④ 入居当初からの故障・破損に関するトラブル
 - ⑥ 原状回復に関するトラブル
 - ⑦ 地震等の天災、暴動等の非常事態におけるトラブル
 - ⑧ その他当社が不適切と判断した場合

【第4章 入居者補償制度】

第18条 (内容)

1. サービス対象物件の管理会社である当社は賃借人もしくは入居者に入居者補償制度（別紙パンフレット）をご提供致します。
2. 入居者補償制度の有効期間は、第6条および第8条と同様の条件が適用されるものとします。

以上、本規約の内容を確認し承諾した上で、本サービスに入会します。